



2026年4月1日

各 位

会 社 名 株式会社フォーラムエンジニアリング  
(コード：7088、東証プライム市場)  
代表者名 代表取締役兼 佐藤 勉  
社長執行役員  
問合せ先 広報・IR部 千葉 宣行  
上席執行役員  
(電話：03-3560-5505)

### 自己株式の公開買付けの結果及び自己株式の取得終了 並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2026年3月2日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本自社株公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、2026年3月3日より本自社株公開買付けを実施していましたが、本自社株公開買付けが2026年3月31日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本自社株公開買付けの終了をもって、2026年3月2日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

また、本自社株公開買付けの結果、2026年4月22日（本自社株公開買付けの決済の開始日）付で下記のとおり当社の主要株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

本自社株公開買付けが成立したため、2026年2月25日開催の臨時株主総会で承認された株式併合の効力が2026年5月15日に発生することとなり、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規定に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2026年5月12日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年5月13日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

#### 記

#### I. 本自社株公開買付けの結果について

##### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社フォーラムエンジニアリング 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

##### (2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

##### (3) 買付け等の期間

##### ① 買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

2026年3月3日（火曜日）から2026年3月31日（火曜日）まで（20営業日）

##### ② 公開買付開始公告日

2026年3月3日（火曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,530円

(5) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
- ② 決済の開始日  
2026年4月22日(水曜日)
- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本自社株公開買付けによる買付け等の通知書を本自社株公開買付けに応募した株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。))の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額に応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いいたします。

(注) 本自社株公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について(※)

(イ) 個人株主の場合

本自社株公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「みなし配当の金額」といいます。)は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は、株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。

なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。):15.315%、住民税:5%)に相当する金額が源泉徴収されます(非居住者については、住民税は徴収されません。)。但し、個人株主が租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。)第4条の6の2第38項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります(国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。)。なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。)第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座の株式等について本自社株公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本自社株公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%(所得税及び復興特別所得税)を乗じた金額が源泉徴収されます(みなし配当の金額の支払いに係る基準日において、公開買付者の発行済株式(自己株式を除きます。))の総数の3分の1超を直接に保有する法人株主(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限ります。))については、源泉徴収の対象となりません。)。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配

当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(※) 税務上の具体的なご質問等については、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

## 2. 買付け等の結果

### (1) 買付け等を行った株券等の数

本自社株公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（23,484,273株）を超えなかったため、応募株券等の全部の買付け等を行います。

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	23,484,273株	—株	19,737,500株	19,737,500株

### (2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

## 3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社フォーラムエンジニアリング 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

## II. 自己株式の取得終了について

### 1. 取得の内容

#### (1) 取得した株式の種類

普通株式

#### (2) 取得した株式の総数

19,737,500株

(注) 発行済株式総数に対する割合 36.95%（小数点以下第三位を四捨五入）

#### (3) 株式の取得価額の総額

30,198,375,000円

(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。

#### (4) 取得した期間

2026年3月3日（火曜日）から2026年3月31日（火曜日）まで

#### (5) 取得方法

公開買付けの方法による

なお、本自社株公開買付けの終了をもって、2026年3月2日開催の取締役会の決議による会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

### (ご参考)

自己株式の取得に関する2026年3月2日開催の取締役会における決議内容

#### (1) 取得する株式の種類

普通株式

(2) 取得する株式の総数

23,484,373 株 (上限)

(注) 発行済株式総数に対する割合 43.96% (小数点以下第三位を四捨五入)

(3) 株式の取得価額の総額

35,931,090,690 円 (上限)

(4) 取得する期間

2026年3月3日(火曜日)から2026年5月12日(火曜日)まで

### Ⅲ. 主要株主の異動について

#### 1. 異動予定年月日

2026年4月22日(本公開買付けの決済の開始日)

#### 2. 異動が生じる経緯

当社は、2026年3月3日から2026年3月31日までを公開買付け期間とする本自社株公開買付けを実施していましたが、本自社株公開買付けが2026年3月31日をもって終了いたしました。

本自社株公開買付けにおいて、当社の主要株主である株式会社ラテールホールディングス(以下「ラテールホールディングス」といいます。)が所有する当社株式の全てである19,735,800株の応募があり、本自社株公開買付けの結果、当社は、ラテールホールディングスの応募株式の全てを取得することとなりました。

この結果、本自社株公開買付けの決済が行われた場合には、本自社株公開買付けの決済の開始日である2026年4月22日付で、ラテールホールディングスは当社の主要株主に該当しないこととなります。

#### 3. 異動する株主の概要

主要株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社ラテールホールディングス
(2) 所 在 地	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目2番地4
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 大久保 泉
(4) 事 業 内 容	不動産の売買、賃貸及び管理並びに有価証券の保有及び運用
(5) 資 本 金	52,000,000 円 (2026年4月1日現在)

#### 4. 異動前後の当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数(議決権所有割合(注1))			大株主順位 (注3)
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2025年12月31日現在)	主要株主	197,358 個 (37.07%)	—	197,358 個 (37.07%)	第2位
異動後	—	—	—	—	—

(注1) 異動前の「議決権所有割合」は、当社が2026年2月5日に公表した「2026年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年12月31日現在の当社の発行済株式総数(53,419,200株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(279,269株)を控除した株式数

(53,139,931株)に、同日現在残存する本新株予約権(176個(注2))の目的となる当社株式の数(105,600株)を加算した株式数(53,245,531株)に係る議決権の数(532,455個)を分母として計算しており、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注2) 2025年12月31日現在残存する本新株予約権(下記「5. 今後の見通し」の(注1)にて定義しております。)の内訳は以下のとおりです。目的となる当社株式の数は、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権(各新株予約権の名称については、下記「5. 今後の見通し」の(注1)にて定義しております。)のいずれも1個につき600株となっております。なお、当社は、2018年10月18日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行い、また、2023年12月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っているところ、かかる第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権の目的となる当社株式の数は、当該株式分割による調整がなされた後の数となります。なお、本日現在において、2025年12月31日現在残存していた本新株予約権は全て行使されており、残存する本新株予約権はありません。

新株予約権の名称	個数	目的となる当社株式の数
第1回新株予約権	91個	54,600株
第2回新株予約権	32個	19,200株
第3回新株予約権	53個	31,800株

(注3) 大株主順位は、2025年12月31日現在の株主名簿に基づいた順位を記載しております。

#### 5. 今後の見通し

当社が2026年3月2日に公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」(以下「当社自社株公開買付開始プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、KJ003株式会社は、当社株式を非公開化する方針であり、KJ003株式会社による当社株式及び本新株予約権(注1)に対する公開買付け及び本自社株公開買付けにより、KJ003株式会社が当社株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかったことから、今後、当社自社株公開買付開始プレスリリースの「1. 買付け等の目的」の「(6) 本両公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の株式併合を含む一連の手続により、当社の株主(当社を除きます。)をKJ003株式会社のみとすることを予定しているとのことです。

その結果、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止となった後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することができなくなります。

(注1) 「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2017年3月22日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年3月24日から2027年3月22日まで)
- ② 2018年6月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権(以下「第2回新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年6月28日から2028年6月26日まで)
- ③ 2019年6月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権(以下「第3回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年6月27日から2029年6月25日まで)

#### IV. 株式併合の日程

(1)	臨時株主総会開催日	2026年2月25日
(2)	整理銘柄指定日	2026年4月1日
(3)	当社株式の最終売買日	2026年5月12日(予定)
(4)	当社株式の上場廃止日	2026年5月13日(予定)
(5)	株式併合の効力発生日	2026年5月15日(予定)

以上